

(様式1)

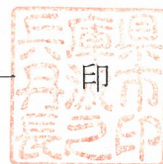
丹教学事第1366号

令和2年2月10日

文部科学大臣 殿

設置者名

丹波市長 谷口 進一



義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

丹波市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

平成29年度～令和元年度（3年間）

(担当)

丹波市教育委員会学事課

住所： 兵庫県丹波市山南町谷川
1110番地

電話： 0795-70-0880（直通）

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

建築後30年以上を経過した小・中学校施設が全体の68.8%を占め、老朽化の進行が深刻な状況となっており、これら施設が今後更新時期を迎える中、安全面や機能面において改善を図ることが喫緊の課題となっている。経年劣化した建物や設備について単に建築時の状態に復するだけでなく、現代の社会的ニーズに応じた施設へと整備を進める。特に老朽化の激しい春日部小学校屋内運動場並びに柏原中学校校舎及び柔剣道場、黒井小学校、小川小学校についてはそれぞれ全面改修を行う。

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

本市の小・中学校施設の耐震化工事は平成24年度をもって完了していたところであるが、耐震改修促進法の改正に伴い新たに耐震化を図る必要が生じた崇広小学校渡り廊下棟について、児童等が安心して学べる安全な施設環境を確保するため早急に構造体の耐震補強を行う。
加えて、非構造部材の耐震対策として、社会体育施設である青垣住民センター体育館の天井等の耐震化を行い、有事の際の安全な避難所としての機能を確保するため整備を進める。

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

対象事業なし

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

上記(1)老朽化対策と合わせてトイレ整備を実施し、教育環境の向上を図る。また中学校施設を中心として、普通教室に空調設備を新設し、児童・生徒を取り巻く教育環境の改善を図る。さらに、障がいがある児童が支障なく学校生活を送ることができ、また、災害発生時の地域住民の応急的な避難場所等としての役割を果たすことができるよう黒井小学校では老朽化対策と併せエレベーターを新設する。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

崇広小学校の水泳プールは、老朽化による塗装の剥落やクラック等水槽全体の傷みが激しく漏水が見受けられ、本校の今後の体育教育を維持しスポーツ振興に寄与する為、機械設備と併せて全面改修及び耐震化を行う。

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		22 校
中学校		7 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む)		2 園
幼保連携型認定こども園		0 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)		0 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	0 箇所
	共同調理場	4 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	28 箇所
	学校武道場	4 箇所
	社会体育施設	8 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画※1	無し	
国土強靱化地域計画※2	無し	

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画の初年度に、庁内において5の目標の達成度合いを計測するための指標等を検討し、計画期間経過後にその指標等に基づき目標の達成度合いを計測し、評価結果を丹波市の広報誌等により住民に周知する。

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項(学校ごと)

(参考)負担金事業

(別表)事業区分

項	事業区分(交付要綱別表1より)	事業単位	(参考)
01	構造上危険な状態にある建物の改築	危険改築	
		(財)地震改築	地震財特法(Is値0.3未満)
02	長寿命化改良事業	長寿命化改良事業	
03	不適格改築	不適格改築	
		(特)地震改築	地震特措法(Is値0.3未満)
		(特)地震改築(特支)	地震特措法(Is値0.3未満)、特別支援学校又は幼稚園
04	津波移転改築	津波移転改築	
05	補強	大規模改造(補強)	
		地震補強	地震特措法(Is値0.3以上)
		(特)地震補強	地震特措法(Is値0.3未満)又は地震財特法(Is値0.3未満)※
		(特)地震補強(特支)	地震特措法(Is値0.3未満)、特別支援学校又は幼稚園
06	大規模改造(老朽)	大規模改造(老朽)	
		大規模改造(老朽:エコ改修)	
07	大規模改造(質的整備)	大規模改造(教育内容)	
		大規模改造(トイレ)	
		大規模改造(余裕教室)	
		大規模改造(法令等)	
		大規模改造(校内LAN)	
		大規模改造(スプリンクラー)	
		大規模改造(空調)	
		大規模改造(障害)	
		大規模改造(防犯)	
08	学校統合に伴う既存施設の改修	統合(改修)	
09	屋外環境の整備に関する事業	屋外教育環境	屋外運動場、屋外集会、屋外学習
10	木の教育環境の整備に関する事業	木の教育	木の教育環境、専用講堂
11	地域・学校連携施設の整備に関する事業	地域連携(複合型)	
12	へき地学校等の寄宿舎、教職員住宅及び集会室の新增築	へき集、教員宿舍等	寄宿舎、集会室、教員宿舍
13	特別支援学校(幼稚部)の新增築	特支(幼・高)	寄宿舎を含む
14	特別支援学校(高等部)の新增築	特支(幼・高)	
15	特別支援学校の用に供する既存施設の改修	特支(廃校・余裕教室等改修)	
16	奄美高校の増築	中等後期【沖縄・奄美】	
		高校(全日)【沖縄・奄美】	
17	幼稚園の園舎の新增築	幼稚園(幼保こども園含)	
		幼稚園(幼保こども園含)定員引下げ	
18	筑波嵩上げ	小校	
		中校	
		義務校	

※ 地震特措法における地震防災緊急事業五箇年計画又は地震財特法における地震対策緊急整備事業計画に基づき、それぞれ実施すること。

項	事業区分(交付要綱別表1より)	事業単位	(参考)
19	公害	公害改築	
		公害(防止)	
20	火山	火山改築	
		公害(降灰)	
21	産業教育施設の整備	一般施設	
		普通科等家庭科	
		専攻科	
		共同利用施設	産業教育共同利用施設
		農業経営者育成	農業経営者育成高等学校拡充整備
		実習船	
22	学校給食施設の新増築	単独校調理場(新増築)	
		共同調理場(新増築)	
23	学校給食施設の改築	単独校調理場(改築)	
		共同調理場(改築)	
24	地域スポーツセンター新改築、改造	スポーツセンター(新改築)	
		スポーツセンター(改造)	
25	地域水泳プールの新改築	屋内スイミング(一般)	
		屋内スイミング(耐震強化)	
		屋内スイミング(浄水型)	
		屋内浄水型水泳プール	
		屋外地域スイミング(浄水型)	
		屋外浄水型水泳プール	
26	地域屋外スポーツセンター新改築	屋外スポーツ(運動場)	
		屋外スポーツ(クラブハウス)	
		屋外スポーツ(照明施設)	
27	地域武道センター新改築	武道センター(柔・剣道場)	
		地武道センター(弓道場)	
28	社会体育施設の耐震化	社会体育施設耐震化	構造体の耐震化、建築非構造部材の耐震対策等
29	学校水泳プール(屋外)新改築	学校水泳プール(屋外)	
30	学校水泳プール上屋新改築	学校水泳プール(上屋)	
31	学校水泳プール(屋内)新改築	学校水泳プール(屋内)	
32	学校水泳プール耐震補強	学校水泳プール耐震補強	
33	中学校武道場新改築	中学校武道場(新築)柔・剣道場等	
		中学校武道場(新築)弓道場	
		中学校武道場(増改築)柔・剣道場等	
		中学校武道場(増改築)弓道場	
34	学校屋外運動場照明施設新改築	学校屋外運動場照明施設	
35	学校クラブハウス新改築	学校クラブハウス	
36	防災機能の強化に関する事業	防災機能強化	
37	太陽光発電等の整備に関する事業	太陽光発電等	
99	その他	その他	